

# 付 属 資 料

---

- 第7次足利市総合計画策定の経過
- 第7次足利市総合計画策定市民検討委員会
- 第7次足利市総合計画基本計画策定部会



足利市

ASHIKAGA CITY

第7次足利市総合計画

## 第7次足利市総合計画策定の経過

平成  
26年

7月11日	総合計画策定の基本的な考え方を決定(政策調整会議)
7月28日	総合計画策定の基本的な考え方を報告(月曜ミーティング)
10月20日	総合計画策定の基本的な考え方を市議会全員協議会へ報告
11月 6日	基本計画策定部会合同部会(部会の設置、基本構想素案を調製)
11月15日・22日・29日	総合計画策定にかかる市民ワークショップを開催
11月18日	第7次足利市総合計画策定市民検討委員会を設置

平成  
27年

1月 7日	基本計画策定部会合同部会(基本構想素案を調製)
1月27日	第7次足利市総合計画策定市民検討委員会委員を決定 第1回市民検討委員会(総合計画の策定方針を審議)
2月20日	基本構想素案を市議会全員協議会で検討
2月26日	第2回市民検討委員会(基本構想素案を審議)
3月 4日	基本計画策定部会合同部会(基本計画策定基本方針を調製)
3月17日	基本計画策定部会合同部会(基本構想素案修正案を調製)
3月26日	第3回市民検討委員会(基本構想素案修正案、将来都市像案を審議)
4月 7日	基本計画策定部会合同部会(将来都市像を検討)
5月 8日	基本計画策定部会合同部会(基本構想原案を調製)
5月26日	第4回市民検討委員会(基本構想原案を審議)
5月28日	基本構想原案を市議会全員協議会で検討
6月 1日～19日	第7次足利市総合計画基本構想案パブリックコメントを実施 提出者 5人 意見数 20件
6月26日	「足利市基本構想の議決に関する条例」を第3回市議会定例会で可決
7月 7日	基本計画策定部会合同部会(基本構想原案修正案を調製)
7月21日	基本構想原案修正案を市議会全員協議会で検討
8月 4日	基本構想を庁議で決定
8月11日	パブリックコメントの意見を市議会に報告
9月18日	基本計画策定部会合同部会(基本計画素案を調製)
9月25日	基本構想を第4回市議会定例会で可決
10月15日・20日	基本計画素案を市議会全員協議会で検討
10月29日	基本計画策定部会合同部会(基本計画原案を調製)
11月20日	基本計画原案を市議会全員協議会で検討
12月 1日	基本計画を庁議で決定
12月18日	基本計画を市議会全員協議会に報告

平成  
28年

1月 6日	実施計画を庁議で決定
1月20日	実施計画を市議会全員協議会に報告

## 第7次足利市総合計画策定市民検討委員会

### 第7次足利市総合計画策定にかかる市民検討委員会設置要綱

#### 設 置

第1条 第7次足利市総合計画基本構想の策定に関し、基本的な事項を検討するため、第7次足利市総合計画策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### 組 織

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) 一般公募

2 委員は、市内に住所を有する者、もしくは市内に通勤・通学をしている者とする。前項第3号の委員は、市内に住所を有する者とする。

#### 委員長及び 副委員長

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### 会 議

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

#### 関 係 者

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### 解 散

第6条 委員会は、第1条の設置の目的が達成されたときに解散するものとする。

#### 庶 務

第7条 委員会の庶務は、政策推進部企画政策課において処理する。

#### 委 任

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

### ■ 第7次足利市総合計画策定にかかる市民検討委員会委員

委員長	副委員長	委 員
増山正明	小林静子	飯島丈博 石川雅巳 石橋孝雄 岡島敦子 菊地真一 久保田健一 関隆郎 田米開久 男 早川慶治郎 福田晴康(～H27.3.31) 村松礼子 室恵子 山田雅俊 山本義紀 横田英雄(H27.4.1～) 吉田哲也

(役職・五十音順、敬称略)

## 第7次足利市総合計画基本計画策定部会

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

部 会	◎部会長 / ○副部会長	部 会 員
第 1 部会 (教育・文化)	◎教育次長 ○政策推進部長	教育総務課長、生涯学習課長、青少年センター所長、学校管理課長、学校給食課長、文化課長、史跡足利学校事務所長、市民スポーツ課長、学校教育課長、市民生活課長、人権・男女共同参画課長、こども課長
第 2 部会 (産業・観光)	◎産業観光部長 ○農業委員会事務局長	商工振興課長、産業開発課長、観光振興課長、農政課長、農林整備課長、農業委員会事務局次長、映像のまち推進課長、広報課長、都市計画課長、市街地整備課長、道路河川整備課長
第 3 部会 (健康・福祉)	◎福祉部長 ○議会事務局長	社会福祉課長、障がい福祉課長、いきいき長寿課長、介護保険課長、児童家庭課長、こども課長、健康増進課長、保険年金課長
第 4 部会 (都市基盤)	◎都市建設部長 ○上下水道部長	都市計画課長、市街地整備課長、道路河川整備課長、道路河川保全課長、建築住宅課長、上下水道総務課長、下水道課長、企画政策課長、市民生活課長
第 5 部会 (環境・安全)	◎生活環境部長 ○消防長	クリーン推進課長、クリーン推進課指導担当課長、環境政策課長、市民課長、市民生活課長、消費生活センター所長、消防総務課長、下水道課長、危機管理課長
第 6 部会 (都市経営)	◎総務部長 ○会計管理者 ○行政委員会事務局長	経営管理課長、人事課長、契約検査課長、危機管理課長、税務課長、収税課長、人権・男女共同参画課長、行政委員会事務局次長、企画政策課長、秘書課長、広報課長、財政課長、情報管理課長、市民生活課長
合同策定部会	◎政策推進部長 ○総務部長	福祉部長、生活環境部長、産業観光部長、都市建設部長、会計管理者、議会事務局長、上下水道部長、消防長、教育次長、農業委員会事務局長、行政委員会事務局長